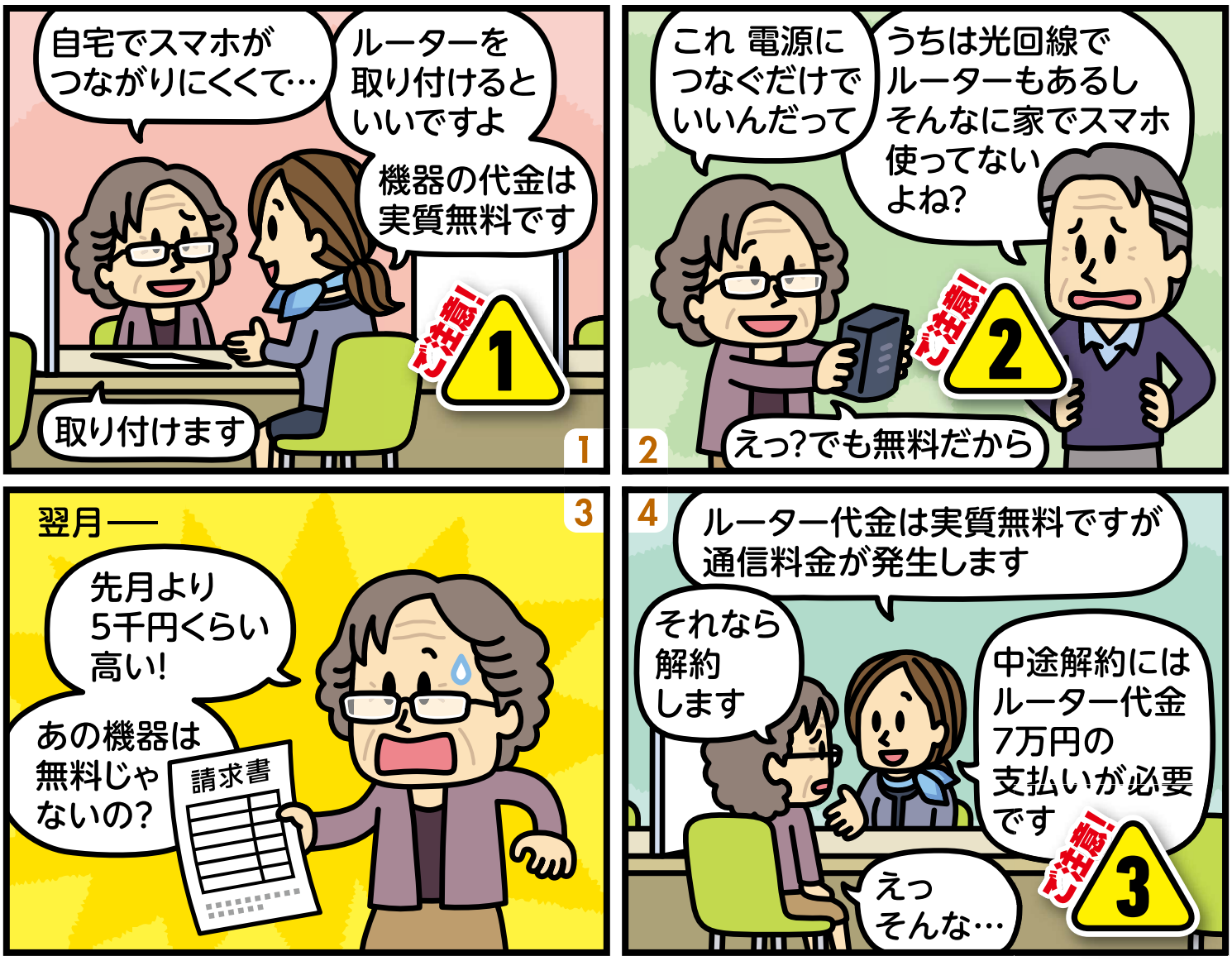
埼玉県県民生活部消費生活課　TEL 048-830-2935

高齢者を守る お助け かわらばん その5

Wi-Fiルーターの契約トラブルにご注意！



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



1. 機器は「実質無料」でも**通信料金や中途解約に料金がかかることに注意**
2. **契約前に自宅のネット環境や必要性をよく検討**
3. 契約内容で不安に思うことやトラブルがあれば**消費生活センターに相談**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

TEL 188（いやや！）

皆さんからの相談情報が同様の被害防止につながります。

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は（市外局番なし）188番にお電話ください。

今月の標語

ルーターが必要なのか よく検討

2026.10月